

京都市京北森林公園条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第44号）（産業観光局農林振興室林業振興課）

京都市京北森林公園内の設備の点検及び補修を安全かつ適正に行うため、同公園の休園日を次のとおり変更するとともに、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に同公園の管理を行わせ、及び同公園の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定めることとしました。

改 正 前	改 正 後
1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日まで	月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日まで

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市京北森林公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第44号

京都市京北森林公園条例の一部を改正する条例

京都市京北森林公園条例の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「又は使用」を「又は利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

きのこ狩り又はきのこ栽培体験をしようとするもの及び利用の許可を受けたものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第6条第2項本文中「前項の使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て

定めるものとする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「市長の承認を得て」を加え、「1月1日」を「月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 森林公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 森林公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

附則中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金の上限額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市京北森林公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市京北森林公園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市京北森林公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市京北森林公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

(産業観光局農林振興室林業振興課)